

佐賀県「週休2日試行工事」実施要領

第1条（目的）

将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における、若手技術者、女性技術者等の担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、佐賀県では、労働環境改善の取組の一環として『佐賀県「週休2日試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休2日への取組みの促進を図ることとする。

第2条（試行対象工事）

対象工事は、県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事とし、特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。

ただし、以下の工事については、本要領の対象外とする。

- 1) 竣工時期や作業時間に制約がある工事
- 2) 災害復旧等緊急を要する工事
- 3) 港湾・漁港工事
- 4) 空港工事

なお、営繕工事は別途策定要領によるものとする。

第3条（週休2日の定義）

本要領の週休2日とは、工事着手日から完成通知書を提出するまでの間、4週6休以上の休日を確保し、工事現場を完全閉所するものとする。

4週6休	現場閉所率21.4%以上、25%未満
4週7休	現場閉所率25%以上、28.5%未満
4週8休	現場閉所率28.5%以上

日曜日は原則休日とする。

なお、現場閉所率の算出にあたっては、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は週休2日の対象期間及び休日を含めてはならない。

また、雨天等による作業不能日に現場を完全閉所した場合、週休2日の休日に振替えることができる。

工事着手とは着工届の工事着手期日を示す。

第4条（実施内容）

（1）受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日実施希望の有無を工事打合簿にて監督員に提出するものとする。

（2）計画工程表の提出

週休2日を希望した受注者は、施工計画書提出時に週休2日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出するものとする。

なお、提出する工程表は、要領第3条を反映したものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員に提出しなければならない。

（3）看板等による表示

週休2日を希望した受注者は、「週休2日試行工事」であることを記載した看板等を設置するものとする。

（4）実施報告

受注者は、工程表（任意様式）に週休2日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員に提出するものとする。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際は提示し監督員の確認作業に協力しなければならない。

（5）変更協議

雨天等により、現場閉所を行った場合または工事工程の都合により、予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、以下に掲げる状況など受注者の責によらないと判断できる場合で休日（振替日を含む）に作業を行う場合、休日扱い若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

- 1）発注者が作業等を要請した場合
- 2）現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合
- 3）周辺住民等からの苦情、危険防止など緊急を要する作業が必要な場合

（6）監督員の対応

- 1）監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- 2）監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。

3) 監督員は、受注者から提出された工程表により、休日の取得状況を確認しなければならない。なお、現場閉所状況の確認や休日の偏りなど必要に応じ作業日報及び出勤簿等の提示を求め確認を行う。

第5条（設計変更）

要領第3条に定めた休暇を要領第4条に基づき達成できた場合は、休日の実績に応じ、下表補正係数を乗じ変更契約を行うものとする。また、市場単価は表1の補正係数を乗じ変更契約を行うものとする。

補正係数区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

土木工事標準単価は実績に応じた単価に変更する。

第6条（工事成績評定）

要領第3条に定めた休暇を要領第4条に基づき達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じ評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

評価項目	4週6休 4週7休	4週8休	4週8休 (完全週休2日 ^{注1})
一般監督員	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目) 創意工夫
総括監督員		工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目)

注1：土日閉所の計画工程表により実施。ただし、4週に1回の振替は可能とする。

第7条（証明書の発行）

週休2日試行工事を実施した工事について、発注者は受注者に対して完成検査後に「週休2日実施証明書」を発行するものとする。

第8条（適用）

本要領は令和2年4月1日以降に公告する工事に適用する。

附則

平成31年3月8日に制定

令和元年7月30日に一部改正

労務費・機械経費（賃料）の補正を追加適用

令和元年10月30日に一部改正

対象工事の拡大（農林水産部追記）

令和2年4月1日に一部改正

対象工事の拡大

祝祭日を週休2日の休日としてカウント

共通仮設費と現場管理費の補正係数を一部改正

週休2日実施証明書の発行

令和3年7月30日に一部改正

市場単価を補正対象に追加

表1.週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

補正区分(土木)	4週6休	4週7休	4週8休
鉄筋工	1.01	1.03	1.05
ガス圧接工	1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工 設置	1.00	1.01	1.02
インターロッキングブロック工 撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール) 設置	1.00	1.01	1.01
防護柵設置工(ガードレール) 撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ) 設置	1.00	1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ) 撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵) 設置	1.01	1.03	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵) 撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)	1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)	1.01	1.02	1.03
道路標識設置工 設置	1.00	1.01	1.01
道路標識設置工 撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工 設置	1.00	1.01	1.02
道路付属物設置工 撤去	1.01	1.03	1.05
法面工	1.00	1.01	1.02
吹付砕工	1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)	1.01	1.02	1.03
道路植栽工 植樹	1.01	1.03	1.05
道路植栽工 剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工	1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工	1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.01	1.02	1.04
橋面防水工	1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工	1.00	1.00	1.01
グルーピング工	1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工	1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(WJ工)	1.00	1.01	1.01

参照元：令和3年2月19日付国技建管第9号

「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」について